

総基料第217号
平成19年10月29日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森下 俊三 殿

総務省総合通信基盤局長
寺崎 明

電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等
に係る変更に関して講すべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等の変更）」（平成19年8月31日諮問第1193号）に関し、別紙のとおり情報通信審議会より答申（平成19年10月26日情審通第113号）がなされたことを踏まえ、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 接続事業者が複数の中継ダークファイバ及び局舎スペース等（以下「コロケーションリソース等」という。）を一体として利用する場合の手続として、当該複数のコロケーションリソース等を一体として利用する場合の申込みを選択できることとする規定及び接続事業者の負担が過度なものとならないよう、当該申込みの調査において一部のコロケーションリソース等について利用不可であった場合には違約金を適用しないこととする規定等をそれぞれ接続約款において速やかに整備すること。
- 接続事業者が複数の電柱を一体として利用する場合の手續として、当該複数の電柱を一体として利用する場合の申込みを選択できるような規定及び接続

接続事業者の負担が過度なものとならないよう、当該申込みの調査において一部の電柱について利用不可であった場合には違約金を適用しないこととする規定等をそれぞれ接続約款において速やかに整備すること。

3. コロケーションリソース等の保留を要する申込手続の運用について、接続事業者の要望に応じて、コロケーションリソース等の利用に係る貴社と接続事業者との協議を実施した場合には、平成19年11月から12月末まで及び平成20年1月から3月末までのそれぞれの期間における当該実施状況及び対処状況について、各期間終了後速やかに総務省に報告すること。
4. コロケーションリソース等の更なる有効活用に向け、コロケーションリソース等の調査期間の一層の短縮化に努めること。

以上

(別 紙)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更）について」
情報通信審議会答申（平成19年10月26日情審通第113号（抄））

平成19年8月31日付け諮問第1193号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる。
 - ・ 複数の中継ダークファイバ及び局舎スペース等（以下「コロケーションリソース等」という。）を一体として利用する場合の手続として、当該複数のリソース等を一体として利用する場合の申込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申込みの調査において、一部のコロケーションリソース等について利用不可であった場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること。
 - ・ 接続事業者が複数の電柱を一体として利用する場合の手続として、当該複数の電柱を一体として利用する場合の申込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申込みの調査において、一部の電柱について利用不可であった場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する。
 - ・ 総務省においては、コロケーションリソース等の保留を要する申込手続の

運用について、コロケーションリソース等の利用に係るNTT東西と接続事業者との協議の実施状況について、四半期ごとにNTT東西から報告を受け、当該報告を踏まえ、平成19年度末を目途に措置の見直しについて検討すること。

- ・ 総務省においては、NTT東西に対し、コロケーションリソース等の更なる有効活用に向け、コロケーションリソース等の調査期間の一層の短縮化に努めることを要請すること。